

非常時における幼児児童生徒の登下校（登降園）の指導及び授業（保育）の実施等について

令和8年5月

本市における非常変災発生時等は、幼児児童生徒の安全確保を最優先とし、各校（園）においては、迅速かつ適切に措置を講ずるものとし、以下のとおり対応する。

1 暴風（雪）・大雪・大雨等の警報発表時等の対応について

- (1) 始業前に暴風（雪）特別警報、大雪特別警報、レベル5大雨特別警報、レベル4大雨危険警報、台風接近に伴うレベル3大雨警報、暴風（雪）警報が発表されている場合

ア 午前7時時点で、いずれかの警報が発表されている場合は、当日の授業（保育）を中止する。

イ 午前7時まで、警報が解除された場合は、通学路の安全を確認した上で、通常通り授業（保育）を行う。

ただし、道路の冠水、河川の増水、橋梁の決壊、崖崩れ等、登校（園）に支障が生じる場合は、中学校区で協議の上、始業時間の変更や当日の登校（園）を中止する等、適切な措置を講ずる。

スクールバス利用者については、午前5時30分現在、いずれかの警報が発表されている場合は、登校時のバスが運休となるため、原則、保護者が送り届ける。

- (2) 始業後に暴風（雪）特別警報、大雪特別警報、レベル5大雨特別警報、レベル4大雨危険警報、台風接近に伴うレベル3大雨警報、暴風（雪）警報が発表されている場合

気象状況、通学路及び道路状況等を基に、中学校区で協議の上、次の対応を取る。

ア 児童生徒を安全に帰宅させることが困難である場合は、安全な下校方法が確保されるまで、学校で待機させ、保護者と連絡を密にする等、適切な措置を講ずる。

イ 安全な下校方法が確認できた場合は、教職員等の引率又は見守りのもと下校させる。

ウ 緊急下校（降園）時に保護者に引渡し又は迎えを依頼する方法は、以下のとおりとする。

(ア) スクールバス利用者を含む小中学校・・・tetoru

(イ) 幼稚園・・・・・・・・・・・・・・・・・・すぐーる

2 警報発表時等(1以外)の対応について

次のいずれかの警報が発表されている場合、以下のとおり対応する。

【大雨（台風を伴わない）】 レベル3 大雨警報

【河川氾濫】 レベル5 河川氾濫特別警報 / レベル4 河川氾濫危険警報 / レベル3 河川氾濫警報

【土砂災害】 レベル5 土砂災害特別警報 / レベル4 土砂災害危険警報 / レベル3 土砂災害警報

【高潮】 レベル5 高潮特別警報 / レベル4 高潮危険警報 / レベル3 高潮警報

【その他】 波浪特別警報 / 大雪警報

- (1) 気象情報により、発生と推移についての的確な情報を迅速に把握する。
- (2) 増水状況等については、域内ごとにPTA等に情報提供を委嘱する等、地区別の情報収集体制を整備する。
- (3) **中学校区で協議の上**、「臨時休業」、「始業時刻の変更」、「緊急下校（降園）」、「保護者への引渡し」等の措置を講ずる。
- (4) 緊急下校（降園）させる場合は、通学路の安全を確認した上で、下校（降園）させる。その際、次のとおり、安全指導を徹底する。
 - ア 必ず歩道を歩行し、増水した用水路や流速のある側溝等に近寄らない。
 - イ 傘による視界不良や車両のスリップ事故に十分に留意する。
 - ウ 強風を伴う場合は傘を使用しない。
 - エ 路面凍結による転倒や積雪で視認できない危険箇所に留意し、歩行する。
 - オ 引率教員等の指示に従い、遅滞なく下校する。

3 警報等は発表されていないが、災害等の発生のおそれがある場合

- (1) 雷発生時
 - ア 登下校（登降園）前に発生している場合は、登下校（登降園）時刻の遅延等の措置を講ずる。
 - イ 登下校（登降園）途中に遭遇した場合は、「屋内への避難」、「高い物体からの退避」、「低い姿勢の維持」等の避難行動がとれるよう、事前指導を徹底する。
- (2) 記録的短時間大雨情報発表時
数年に一度の猛烈な雨により、屋外への移動は極めて危険な状態となるため、発表中は、原則として、下校（降園）を見合わせ、学校（園）待機を徹底する。
強雨が予想される時間帯を避け、通学路の安全を確認した後に、下校（降園）を判断する。

4 対応体制

- (1) 緊急対応の措置を講ずる場合は、教育委員会と連携を密にするとともに、直ちに結果を報告すること。
- (2) 学校（園）の講じた措置が、確実かつ迅速に保護者等に伝達されるよう、平素から緊急連絡体制を構築しておくこと。
- (3) 学校（園）長は、遅滞なく適切な措置が講じられるよう、常に最新の気象情報を把握するとともに、的確な状況判断に努めること。

5 市内一斉措置の判断及び連絡

警報等の発表が予測され、市内で一斉に臨時休業等の措置を講ずる場合は、**前日（週休日及び休日を含む。）の午後5時まで**に、教育委員会から各校（園）の管理職員に連絡する。

6 その他

市内で一斉に臨時休業等の措置を講じない場合も、学校教育法施行規則第63条の規定に基づき、学校区の気象状況を鑑み、学校（園）長は、「臨時休業」や「始業時刻の変更」の措置を講ずることができる。ただし、この旨について、教育委員会に報告する。